議案第128号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１条　鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「所属する」の次に「主幹教諭、」を加え、「又は２級」を「、２級又は特２級」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第２条　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

本県の小学校、中学校、高等学校等に主幹教諭の職を新たに置くことができることとするため、所要の改正をしようとするものである。